



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月31日火曜日 第2997号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験願書）</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、別記様式第1号による受験願書に写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、無帽、正面及び上半身のもの）及び<u>条例第14条第1項第1号</u>の試験手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（免許申請）</p> <p>第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び<u>条例第14条第1項第2号</u>の免許手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（免許証の再交付申請）</p> <p>第8条 条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様式第5号による再交付申請書に<u>条例第14条第1項第3号</u>の免許証再交付手数料及び免許証の記載事項に変更を生じた場合又は免許証を毀損した場合にあつては当該免許証を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>（受験願書）</p> <p>第3条 試験を受けようとする者は、別記様式第1号による受験願書に写真（出願前6月以内に撮影した名刺型、無帽、正面及び上半身のもの）及び<u>条例第14条第1号</u>の試験手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>（免許申請）</p> <p>第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び<u>条例第14条第2号</u>の免許手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（免許証の再交付申請）</p> <p>第8条 条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様式第5号による再交付申請書に<u>条例第14条第3号</u>の免許証再交付手数料及び免許証の記載事項に変更を生じた場合又は免許証を毀損した場合にあつては当該免許証を添えて知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。